

## 性暴力被害者ワンストップ支援センター相談支援業務仕様書

### 1 性暴力被害者ワンストップ支援センター相談支援業務の基本的な考え方

性暴力被害者ワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）は性暴力被害者に、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を提供することにより、被害者の心身負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害の潜在化防止を目的としている。したがって、受託者はワンストップ支援センターの設置目的を尊重し、相談支援業務の実施にあたっては、求められる公共性を十分理解し、平等性、公益性、守秘義務の確保等に努める必要がある。

### 2 委託業務の内容

- (1) 性暴力被害者支援（被害者等からの電話相談対応、面接相談、関係機関へ取り次ぎ、同行支援及び相談記録の作成等）及び支援のコーディネートをすること。  
また、メール等相談開始に向けた体制を構築すること。
- (2) 相談体制を整備すること
  - ・管理運営のための人員配置 管理者及び事務員1名以上
  - ・相談受付日時・人員配置
    - 相談受付日 365日
    - 相談受付時間 24時間
    - 相談員の配置体制 原則、常時2名以上
  - ・医療アドバイザーの人員配置 医師1名
  - ・人材育成
    - 性暴力救援センター全国連絡会主催の相談員向け研修及び性暴力被害者支援の研修等への参加
- (3) 相談支援員の資質向上のため事例検討会及び内部研修を実施すること。
- (4) 拠点病院及び連携病院の医師等の資質向上のため、性暴力被害者支援の専門の研修を受けさせること。
- (5) 必要に応じ弁護士による被害者（被害者が未成年の場合は同居家族を含む）への法律相談を実施すること（1人1回まで）。
- (6) 必要に応じ臨床心理士による被害者（被害者が未成年の場合は同居家族及び、被害者の未成年の子も含む。）へのカウンセリングを実施すること（1人36回まで）。
- (7) 緊急一時避難が必要な者がシェルターに宿泊する場合は、宿泊先へ宿泊費等を公費助成すること（1人14日まで、1日あたりの上限助成額3,000円）。
- (8) 必要に応じ臨床心理士による相談支援員へのカウンセリングを実施すること。
- (9) 甲と調整の上、業務マニュアルを整備すること。
- (10) 甲が主催する沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター運営連絡会議等へ参加すること。
- (11) ワンストップ支援センターに係るパンフレットを作成し配布すること。
- (12) 委託業務完了報告書を作成すること。
- (13) その他、委託業務を実施するために必要な業務に関すること。

### 3 再委託の制限について

- (1) 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない

い。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

- ① 契約金額の 50%を超える業務
  - ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統括的かつ根幹的な業務
- (2) 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。
- (3) 契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。
- ① 資料の収集・整理
  - ② 複写・印刷・製本
  - ③ 原稿・データの入力及び集計

#### 4 成果品（事業終了時に納品すること）

- (1) 成果品
- ①委託業務完了報告書 1部
  - ②委託業務完了報告書の電子ファイル 1部
- (2) 納入先：沖縄県子ども未来部女性力・ダイバーシティ推進課

#### 5 その他

##### (1) 施設の概要

###### ①施設の名称

沖縄県性暴力被害者支援ワンストップ支援センター（with you おきなわ）

###### ②施設の所在地

うるま市

###### ③設置の目的

暴力その他の言動により性的な被害を受けた者（以下「性暴力被害者」という。）に必要な支援を行うための施設を提供することにより、性暴力被害者の心身の健康の回復を促進するとともに、性暴力被害者が再び平穏な生活を営むことができるようにし、もってその権利利益の保護を図ることを目的に設置。

###### ④施設内設備等

会議室、面談室、宿直室、相談室、事務室、その他備品など

※詳細については沖縄県子ども未来部女性力・ダイバーシティ推進課へ直接確認。

##### (2) 県との調整

事業の実施にあたっては、沖縄県子ども未来部女性力・ダイバーシティ推進課との密接な協議のもとで、取り組むものとする。

協議については、毎月1回行うこととする。